

こども・子育て支援計画素案の変更点（11/25現在から12/10現在への変更）

参考2

頁 (12/10版)	該当箇所	変更前（11/25）	変更後（12/10）	変更理由
33	第1章2-2(2) 1 行目 修正	保護者の <u>5割以上</u> が	保護者の約5割が	データとの 整合性
34	第1章2-2(2) 3行目 修正・追記	～児童養護施設等に在籍する児童数は漸増傾向 にあり、さらに被虐待児の占める割合が増加し ていることから、こどもの状況に応じた適切な 支援を行うため、こどもの生活の場である施設 機能を充実していく必要があります。	～児童養護施設等に在籍する児童の全体に占める被虐待児の割合 が高い中で、こどもの状況に応じた適切な支援を行うため、こど もの生活の場である施設機能を充実し、より家庭的な養育環境を 実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要が あります。	11/25審議会 中田委員 指摘事項
45～103	第3章 個別の取組 修正・追記	事業名の前に	(1)～(181)までの通し番号に変更 誤字・脱字や明らかな間違い以外で、表現のおかしいところを 訂正した箇所・・・(6)(9)(10)(83)(91)(95)(102)(169) 追加した取組・・・(123)多様な主体の参入促進事業	
64	第3章2 本文7～14行目 追記	なし	妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高 い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保 等を図るため、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び 保育所が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担 い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を 行う者等と連携し、保育の提供等に関する支援を行うことが求め られます。 また、満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型 保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・ 保育を利用できるよう、円滑な連携を進める必要があります。さら に、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後事業 を利用できるよう、相互の連携を図ることも必要です。	基本指針の 必須記載事項
74	第3章2(2) 「子育てにかかる経 済的負担の軽減」本 文1行目 追記	～受益と負担の適正化の視点をふまえながら、 子育て家庭に～	～受益と負担の適正化の視点をふまえながら、 <u>保育料や教育費、 その他教育・保育に必要な実費徴収にかかる負担など</u> 、子育て家 庭に～	
82	第3章2(3) 「施策目標2」【基 本認識】1行目 修正	～30歳前後で離職した女性が、再就職を希望し ながらも仕事に就いていない割合が高く、とり わけ、 <u>大阪市では顕著な傾向がみられます。</u> ～	～30歳代前後で離職した女性が、再就職を希望しながらも仕事に 就いていない割合が高く、 <u>大阪市においても希望どおりに再就職 ができていない状況が窺えます。</u> ～	データとの 整合性
103	第3章4(1) 「遊びや憩いの場の 整備」本文全体修正	こどもが伸び伸びと遊ぶことができるよう、 <u>身近な地域の遊び場を確保します。下水処理場 などの都市空間を有効に生かして、公園を整備 し、身近なやすらぎのある空間を提供します。</u>	こどもが伸び伸びと遊ぶことができるよう公園を整備し、身近 な地域の遊び場、やすらぎのある空間を提供します。	11/25審議会 仲松委員 指摘関連

頁 (12/10版)	該当箇所	変更前(11/25)	変更後(12/10)	変更理由
113	第4章2 【1号・2号・3号 全市版】追記	なし	大阪市こども・子育て支援計画で定める数 を追記	基本指針の 必須記載事項
114～ 120	第4章2 【2・3号 全市合計、行政区別】追記	なし	各表左端に、年齢区分別二歳割合 を追記	基本指針の 必須記載事項
122	第4章2 「児童いきいき放課後事業他」追記	なし	上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量 を追記	国からの 指示
127	第5章5 初めの部分に追記	<p>急激な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけでなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。</p> <p>大阪市では、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し更に発展させていくとともに、～</p>	<p>急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけでなく、家庭や地域社会、児童福祉施設を含む社会福祉法人、学校園、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。</p> <p><u>地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきた</u>とともに、<u>地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「自助・共助」の機能も低下してきている状況があります。</u></p> <p>大阪市では、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、<u>自主的な地域運営の仕組みとしての地域活動協議会の取組による地域課題に対応した地域のまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、～</u></p>	11/25審議会 白國委員、 中田委員 指摘事項
128	第5章5(1) 最後に追記	なし	～こども子育て支援を含む様々なテーマについて議論しています。	11/25審議会 山縣会長 指摘関連
128	第5章5(2) 最後に追記	～進捗管理しています。	～進捗管理しており、こども子育て支援についても各区の主要なテーマとされています。	11/25審議会 山縣会長 指摘関連
129～ 138	第5章5(3) 「区の特徴に応じて取り組む主な事業」追記		事業追記	